

## 海外旅行保険 プラス資料・重要事項説明書

(2021/12/1~2022/11/30 補償開始分)

# 海外旅行保険 プラス



旅に“安心”も携えて



三井住友トラストクラブ  
SUMITOMO MITSUI TRUST CLUB

# 旅行、留学、商用、長期滞在など さまざまな渡航目的に幅広くご利用いただけます。

## 海外での高額治療費が心配

カード付帯保険と組み合わせることで、補償を大きくすることもできます。治療・救援費用無制限タイプもご用意

詳しくは ⇒ P.2 上図

## 急な日程変更に対応

急に帰国日が変更になった場合、  
渡航期間の変更を現地からのお電話でも承ります。  
短縮の場合は、未経過期間相当分の保険料を返金。

詳しくは ⇒ P.2 下図

## 面倒な書類の提出不要

お電話一本、最短10分程度でお申し込みいただけます。  
留学や、長期滞在の場合も必要書類はございません。

## 長期渡航で保険料を抑えたい

付帯保険につなげて保険料を抑えることができます。

詳しくは ⇒ P.2 下図

## カードを持っていない お子様やご両親のみのご加入も

健康告知不要。0歳からシニアまでご加入いただけます。  
兄弟姉妹、カード会員がご加入の場合には、  
同行者のご友人もご加入いただけます。  
※保険料をお支払いただく方(加入者(お申込み))は、カード会員様に限ります

## ご本人、お子様の留学

留学やワーキング・ホリデーをご予定の方には  
「留学生プラン」をご用意しております。

詳しくは ⇒ P.13

Point  
1

カード付帯保険にプラスして、補償を手厚くすることができます。

### カード付帯保険の補償内容と保険金額(例) 「※ダイナースクラブカード利用の場合」

傷害死亡・ 傷害後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	救援者費用	賠償責任	携行品損害	疾病死亡	応急治療・ 救援費用	航空機寄託 手荷物	航空機遅延
最高 1億円	300万円	300万円	300万円	1億円	50万円	なし	なし	なし	なし

カード付帯保険の利用条件や補償内容の詳細は、ダイナースクラブ ウェブサイトおよびTRUST CLUB カード ウェブサイト「保険サービスご利用の手引き」を必ずご確認ください。



お持ちのカード付帯保険に「海外旅行保険 プラス」の  
補償が上乗せできます。

### 「海外旅行保険 プラス」の補償内容と保険金額(例) —A4タイプの場合—

「海外旅行保険 プラス」なら、疾病死亡も補償。

治療・救援費用保険金額が無制限のご加入タイプもご用意していますので、治療費が高額になっても安心です。

傷害死亡・ 傷害後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	救援者費用	賠償責任	携行品損害	疾病死亡	応急治療・ 救援費用	航空機寄託 手荷物	航空機遅延
最高 5,000万円	無制限	1億円	30万円	1,000万円	300万円	3万円	3万円	3万円	付帯あり*

\*1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

保険の対象となる方が負担した費用	①宿泊施設の客室料	②交通費もしくは渡航先での各種サービス取消料	③食事代
お支払い額	3万円	1万円	5,000円

## 「海外旅行保険 プラス」お申し込み手続きの流れ

Step1

「海外旅行保険 プラス」の資料(P26重要事項説明書を含む)をお読みのうえ、希望するご加入タイプをお選びください。以下の場合には申し込みにあたり必要情報があります。あらかじめご準備ください。

ワーキング・ホリデー	留学	その他
6ヶ月以内の渡航	・ワーキングホリデービザ番号	・学校名
6ヶ月超の長期渡航	・ワーキングホリデービザ番号 ・パスポート番号	・学校名 ・パスポート番号

ご加入タイプが決まっていない場合は、専任スタッフがご相談にのります!  
ご質問だけでもお気軽にお電話ください。

Step2

三井住友トラストクラブ 保険グループまでお電話ください。

**0120-369-529**

月～金 9:00～17:00/土・日・祝休  
海外からは 81-3-6770-2764

※電話申し込みはP26重要事項説明書をご確認いただいていることが条件となります。

Step3

お申し込み手続き完了

※お申し込み受付から約1週間後、被保険者証および「海外旅行保険あんしんガイドブック」を当社で登録のご加入者のご自宅の住所(国内)にお届けします。

Step4

保険料のお支払い

お手持ちの当社カードに保険料をご請求いたします。

書面でのお申し込みをご希望の方は、お電話でその旨お伝えください。必要書類を郵送させていただきます。

「海外旅行保険 プラス」は東京海上日動火災保険株式会社「海外旅行保険」の通称です。

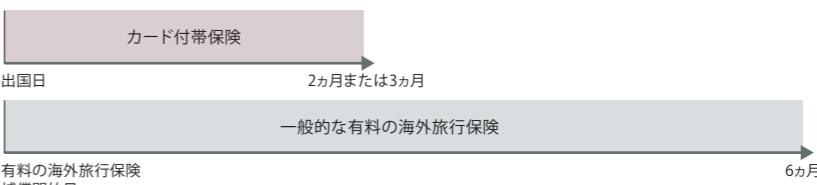
Point  
2

海外に長期滞在される場合、保険料を抑えられます。

### 一般的な海外旅行保険の場合

一般的な有料の海外旅行保険の場合、出国日から補償開始を設定しなければならない商品が多く、カード付帯保険の補償期間と重複して、補償を上乗せする形で保険をかけることになります。

(例) 旅行期間が6ヶ月間の場合



また、補償期間を延長する際、書面の提出や日本にいる代理の方による手続きが必要な場合があります。

### 「海外旅行保険 プラス」なら

カード付帯保険の補償終了後から最長2年までご契約いただけるため、留学などの長期渡航では保険料を抑えられます。



延長も短縮も現地からお電話一本で承ります。期間の変更に伴う手続きに手数料はいきません。

※旅行期間が変更になった場合、現地からお電話で手続きも可能。

〈延長の場合〉 例: 帰国日が早まった未経過期間相当分の保険料を返金。

〈延長の場合〉 例: 滞在が延長になった追加となる保険料をカードにご請求。

※延長の場合、保険会社の承認が必要となります。あらかじめご承知ください。

# ① 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

## 海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償がございます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.19~22、24をご確認ください。

### ①旅先でのご自身のケガや病気に関する補償

#### ケガや病気が原因で亡くなってしまった場合

お支払いする保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は 傷害死亡保険金 病気を原因とする死亡の場合は 疾病死亡保険金
--------------	--



#### ケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

お支払いする保険金の種類	傷害後遺障害保険金
--------------	-----------



#### 旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化<sup>\*1</sup>して治療が必要になった場合

お支払いする保険金の種類	保険期間 31日まで
--------------	---------------

お支払いする保険金の種類	応急治療・救援費用保険金
--------------	--------------

※「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

#### 旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合

お支払いする保険金の種類	携行品損害保険金
--------------	----------

お支払いする保険金の種類	携行品損害保険金
--------------	----------



#### デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

お支払いする保険金の種類	携行品損害保険金
--------------	----------



※本パンフレットP.21~22もあわせてご確認ください。

\*3 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れたは紛失(置き忘れたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。

\*4 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。

\*5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります(保険金額30万円超の場合)。



### ケガや病気が原因で治療が必要になった場合

お支払いする保険金の種類	治療・救援費用保険金
--------------	------------

保険金額  
無制限  
タイプをご用意



### ケガや病気で継続して3日以上の入院。ご家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする保険金の種類	治療・救援費用保険金
--------------	------------



さらに大きな  
あんしん  
をプラス!



海外旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象となる場合がございます。本パンフレット P.21~22 もあわせてご確認ください。

\*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

\*2 保険期間 31 日までのご契約でご加入の場合にセットされる特約です。本特約の保険金のお支払い額は、1 回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で 300 万円が限度となります。

なお、旅行日程が延長となり、31 日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

### ②旅先で他人にケガ等をさせてしまったときの補償

#### 人にケガをさせてしまった場合

お支払いする保険金の種類	賠償責任保険金
--------------	---------



#### ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする保険金の種類	賠償責任保険金
--------------	---------



#### 他人の物を壊してしまった場合

お支払いする保険金の種類	賠償責任保険金
--------------	---------



### ③持ち物に関する補償

#### 旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合

お支払いする保険金の種類	携行品損害保険金
--------------	----------

お支払いする保険金の種類	携行品損害保険金
--------------	----------



※本パンフレットP.21~22もあわせてご確認ください。

\*3 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れたは紛失(置き忘れたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。

\*4 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。

\*5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります(保険金額30万円超の場合)。



### ④その他の費用に関する補償

#### 航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合

お支払いする保険金の種類	航空機寄託手荷物保険金
--------------	-------------

お支払いする保険金の種類	航空機遅延保険金
--------------	----------



※本パンフレットP.21~22、24もあわせてご確認ください。

\*6 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。

\*7 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

\*8 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6か月までの引受けが可能です。

#### 航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

お支払いする保険金の種類	航空機遅延保険金
--------------	----------

お支払いする保険金の種類	航空機遅延保険金
--------------	----------



#### 急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合

お支払いする保険金の種類	保険期間 3か月まで
--------------	---------------

お支払いする保険金の種類	旅行変更費用保険金(出国中止費用)
--------------	-------------------



#### 旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合

お支払いする保険金の種類	保険期間 3か月まで
--------------	---------------

お支払いする保険金の種類	旅行変更費用保険金(中途帰国費用)
--------------	-------------------



#### 配偶者が危篤で、旅行中に急きよ一時帰国した場合

お支払いする保険金の種類	保険期間 3か月超
--------------	--------------

お支払いする保険金の種類	緊急一時帰国費用保険金
--------------	-------------



## ② 東京海上日動のサービス体制<sup>\*1</sup>

### 海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受け付けています。

日本語で対応<sup>\*2</sup>

24時間/年中無休

※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。  
※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。  
※当社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、当社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。  
※サービス内容は変更・中止となる場合があります。  
※<sup>\*1</sup>「主たる旅行先」が海外から日本のご契約または保険の対象となる方が日本ご滞在中の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。  
※<sup>\*2</sup> 海外におけるサービスは、現地の各種提携先を通じてご提供します。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんので予めご了承ください。

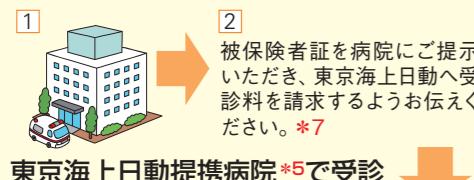
#### ① ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象 被保険者証をお持ちのご旅行者(被保険者)

何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします!

キャッシュレス・メディカル・サービス<sup>\*3 \*4</sup>

東京海上日動提携病院<sup>\*5</sup>で受診



- 1 東京海上日動提携病院<sup>\*5</sup>で受診
- 2 被保険者証を病院にご提示いただき、東京海上日動へ受診料を請求するようお伝えください。<sup>\*7</sup>

左記以外の病院<sup>\*6</sup>で受診



- 1 まず、東京海上日動海外総合サポートデスクへお電話ください。
- 2 サービスが受けられる病院をご紹介します。
- 3 病院に東京海上日動へ受診料を請求するようお伝えください。<sup>\*7</sup>
- 4 病院で受診

病院の窓口で受診料をお支払いいただきかずには受診終了!

(上記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。  
また、サービス内容は変更・中止となる場合があります。)

\*治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

\*<sup>3</sup> 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金<sup>\*8</sup>に関するご注意

キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

\*<sup>4</sup> 治療にかかる費用が少額のときには病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。

\*<sup>5</sup> 東京海上日動提携病院とは、東京海上日動が提携している世界90都市以上の約280の病院をいいます(2019年6月現在)。

主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

\*<sup>6</sup> 東京海上日動への受診料請求を了承した病院に限ります。

\*<sup>7</sup> 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、東京海上日動へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

\*<sup>8</sup> 本パンフレットP.21~22記載の「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」をいい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中にその症状が急激に悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもございます。

病人・ケガ人の  
移送の手配



救援者の渡航手続き、  
ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

#### ② 緊急医療相談サービス

緊急医療相談



海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。  
※ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。  
※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。

#### ③ トラベルプロジェクト

対象 被保険者証をお持ちのご旅行者(被保険者)

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。  
なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。

その他にも多彩なサービスメニューを  
ご用意しています。

クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

空港とホテルの間の送迎予約・手配

空港に着いて電車も終わっている。こんなときに、空港とホテルの間の送迎予約と手配を行います(当会社が指定した事業者に限ります)。

旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供します。

メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。

\*<sup>9</sup> 予約・手配等にかかる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はお客様のご負担となります。

#### ④ スーツケース修理サービス

対象 携行品損害保険金、留学生生活用動産損害保険金をお支払いできる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を東京海上日動指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を東京海上日動から修理会社に直接お支払いするサービスです。

宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能なため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。



\*サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

\*航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。

\*一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。

\*免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。

\*スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。

#### ⑤ こころのカウンセリングサービス

対象 保険期間が3か月超のご契約のお客様

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、お電話およびメールにて相談に応じます。

ご利用方法およびご利用時の注意点等の詳細については、「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。



\*サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

\*ご出国前およびご帰国後の日本からの利用はできません。

\*電話カウンセリングについては、保険期間中かつ毎年12月1日から翌年11月30までの間に1人5回までとさせていただきます。また、地域や内容によりご要望に沿えない場合があります。

\*本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。

#### ⑥ お客様特典

サービスの内容	海外用WiFi「グローバルWiFi」等のレンタルを東京海上日動提携料金(25%割引)でお申込みいただけます(サービス提供会社:株式会社ビジョン)。
	時差に伴う日の眠気や集中力の低下、就寝時間の変化による寝つきの悪さなどの時差ボケを和らげることを目的としたアプリ(O:SLEEP)を東京海上日動提携料金(1ヶ月無料)でお申込みいただけます(サービス提供会社:株式会社O(オー))。なお、ご使用のスマートフォンの機種・バージョンによっては、本サービスをご利用いただけない場合があります。

\*各サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。  
※サービスのご利用は1人1回までとさせていただきます。

### 3 保険金額と保険料【個人プラン】

あんしん  
をプラス!

海外旅行開始前に治療を受けたことがある病気が、旅先で急激に悪化して治療を受けることになった場合等にも「応急治療・救援費用」<sup>\*2</sup>が付帯されているため安心!(保険期間31日まで)

#### 保険期間31日まで

被保険者年齢	15歳以上～69歳以下				
	0歳以上～69歳以下				
ご加入タイプ	A4	C3	C2	B2	D2
	傷害死亡	5,000万円	1,000万円	—	1,000万円
保険金額	傷害後遺障害	5,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限		3,000万円	1,000万円
お支払いいただく保険料	応急治療・救援費用 <sup>*2</sup>	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	賠償責任	1億円	1億円	1億円	5,000万円
	携行品損害	30万円	30万円	30万円	10万円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延 <sup>*3</sup>	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	保険期間1日まで	3,830円	2,950円	2,350円	2,270円
	2日まで	4,900円	4,020円	3,420円	3,170円
	3日まで	5,830円	4,950円	4,340円	3,960円
	4日まで	6,580円	5,700円	5,090円	4,570円
	5日まで	7,480円	6,600円	5,950円	5,280円
	6日まで	8,400円	7,520円	6,850円	6,020円
	7日まで	9,170円	8,250円	7,560円	6,630円
	8日まで	10,210円	9,290円	8,600円	7,510円
	9日まで	10,870円	9,950円	9,250円	8,060円
	10日まで	11,520円	10,600円	9,890円	8,580円
	11日まで	12,190円	11,230円	10,510円	9,100円
	12日まで	12,870円	11,870円	11,130円	9,610円
	13日まで	13,560円	12,560円	11,820円	10,150円
	14日まで	14,130円	13,090円	12,330円	10,590円
	15日まで	17,030円	15,990円	15,230円	13,310円
	17日まで	18,250円	17,210円	16,440円	14,360円
	19日まで	19,940円	18,860円	18,070円	15,810円
	21日まで	21,540円	20,420円	19,610円	17,160円
	23日まで	23,370円	22,170円	21,320円	18,630円
	25日まで	25,060円	23,780円	22,910円	20,030円
	27日まで	26,880円	25,560円	24,660円	21,640円
	29日まで	28,460円	27,060円	26,140円	22,970円
	31日まで	30,120円	28,680円	27,710円	24,420円

\*2 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

\*3 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

\*4 航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

\*5 トランセラルプロテクトについてはP6.③を参照ください。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①宿泊施設の客室料	3万円
②交通費 <sup>*4</sup> もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③食事代	5,000円

#### ご加入の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より8月10日までの旅行」の保険期間は「3ヵ月まで」となります。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただないと、保険金が支払われません。詳細は、P18.の5.①をご確認ください。

#### 保険期間31日超\*

被保険者年齢	15歳以上～69歳以下			
	0歳以上～69歳以下			
ご加入タイプ	L3	N4	M2	N2
	傷害死亡	5,000万円	1,000万円	1,000万円
保険金額	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限		3,000万円
お支払いいただく保険料	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	500万円
	賠償責任	1億円	1億円	5,000万円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	携行品損害	30万円	20万円	10万円
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	航空機遅延 <sup>*3</sup>	付帯あり	付帯あり	付帯あり
	保険期間34日まで	28,020円	25,490円	21,070円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	39日まで	31,420円	28,850円	24,050円
	46日まで	36,890円	34,280円	28,520円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	53日まで	42,970円	40,030円	33,050円
	2ヵ月まで	51,820円	48,540円	40,400円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	3ヵ月まで	63,030円	58,840円	48,940円
	4ヵ月まで	85,630円	79,990円	67,230円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	5ヵ月まで	111,360円	104,390円	87,880円
	6ヵ月まで	133,780円	125,380円	105,250円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	7ヵ月まで	156,690円	146,880円	124,750円
	8ヵ月まで	179,100円	167,850円	142,610円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	9ヵ月まで	200,240円	187,520円	160,070円
	10ヵ月まで	220,730円	206,560円	176,810円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	11ヵ月まで	241,540円	226,050円	193,130円
	1年まで	260,580円	243,660円	208,490円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	13ヵ月	282,720円	264,360円	226,210円
	14ヵ月	304,850円	285,050円	243,910円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	15ヵ月	324,850円	303,750円	259,910円
	16ヵ月	346,990円	324,450円	277,630円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	17ヵ月	368,410円	344,470円	294,740円
	18ヵ月	390,500円	365,150円	312,450円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	19ヵ月	411,940円	385,190円	329,590円
	20ヵ月	434,090円	405,890円	347,300円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	21ヵ月	456,170円	426,570円	365,000円
	22ヵ月	477,610円	446,610円	382,140円
トランセラルプロテクト付き <sup>*5</sup>	23ヵ月	499,740円	467,290円	399,860円
	2年	521,180円	487,330円	417,000円

\*6 保険始期日時点での被保険者年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セッティングされます)。

\*7 P18.の4.「一時帰国中担保特約」もご確認ください。

\*8 保険期間が3ヵ月超のご契約のお客様が対象になります。

\*9 「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。

また、費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.19~22「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P18.の5.②をご確認ください。
- 本海外旅行保険は、以下の方々も被保険者としてご加入いただけます。ただし、被保険者が保険期間開始日時点での満14歳以下の場合や、ご加入者と被保険者が異なるご契約でご加入内容に対する被保険者の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等<sup>\*1</sup>」と合計して1,000万円が限度となります。
  - カード会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)
  - ② ①以外の同居の親族
- \*1「他の保険契約等」については、重要事項説明書P29.のII.1をご確認ください。



### 3 保険金額と保険料【ファミリープラン(保険期間31日まで)】

#### 組み合わせ方法

(1) はじめに、**ご本人用加入タイプ表** より、ご本人のご加入タイプをお選びください。

※賠償責任および携行品損害の保険金額はご家族全員で共有となります。

(2) 次に、**配偶者・ご親族用加入タイプ表** より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのご加入タイプをお選びください。

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険特約で引受けける特約)がセットされています。**配偶者・ご親族用加入タイプ** にお申し込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、申込書の3.「ご本人」欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人プランにてお申し込みください)。

①ご本人の配偶者\*2

②ご本人または配偶者\*2と生計を共にする同居のご親族\*3

③ご本人または配偶者\*2と生計を共にする別居の未婚\*4のお子様。

\*2婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります)。

a. 婚姻意思\*5を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます)。

\*3ご親族とはご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

\*4未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*5戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

**ご本人用加入タイプ表** (申込書の3.「ご本人」欄に記入される方)

被保険者年齢	15歳以上~69歳以下			
	V5	V3	V2	
保険金額 1名あたり	傷害死亡	5,000万円	1,000万円	—
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円
	治療・救援費用	無制限		
	応急治療・救援費用*6	300万円	300万円	300万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	—
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延*7	付帯あり	付帯あり	付帯あり
	共ご家庭 有族 携行品損害	1億円	1億円	1億円
	30万円	30万円	30万円	
	保険期間 1日まで	4,040円	2,940円	2,340円
お支払い 1名あたり トラベルプロテクト付き*9	2日まで	5,220円	4,100円	3,500円
	3日まで	6,240円	5,120円	4,510円
	4日まで	7,080円	5,940円	5,330円
	5日まで	8,140円	6,980円	6,330円
	6日まで	9,200円	8,020円	7,350円
	7日まで	10,070円	8,850円	8,160円
	8日まで	11,200円	9,960円	9,270円
	9日まで	11,940円	10,700円	10,000円
	10日まで	12,680円	11,420円	10,710円
	11日まで	13,430円	12,130円	11,410円
	12日まで	14,210円	12,850円	12,110円
	13日まで	14,980円	13,600円	12,860円
	14日まで	15,620円	14,200円	13,440円
	15日まで	18,570円	17,150円	16,390円
	17日まで	19,850円	18,390円	17,620円
	19日まで	21,660円	20,140円	19,350円
	21日まで	23,350円	21,770円	20,960円
	23日まで	25,360円	23,660円	22,810円
	25日まで	27,110円	25,290円	24,420円
	27日まで	28,990円	27,110円	26,210円
	29日まで	30,600円	28,600円	27,680円
	31日まで	32,310円	30,250円	29,280円

70歳以上*10		
W5	W3	W2
5,000万円	1,000万円	—
5,000万円	3,000万円	3,000万円
無制限		
300万円	300万円	300万円
500万円	—	—
3万円	3万円	3万円
付帯あり	付帯あり	付帯あり
1億円	1億円	1億円
30万円	30万円	30万円
4,630円	3,360円	3,140円
5,960円	4,670円	4,450円
7,120円	5,820円	5,600円
8,220円	6,900円	6,680円
9,530円	8,170円	7,950円
10,830円	9,440円	9,220円
11,950円	10,520円	10,290円
13,100円	11,670円	11,440円
14,080円	12,640円	12,410円
15,020円	13,560円	13,330円
16,130円	14,630円	14,390円
17,250円	15,680円	15,430円
18,180円	16,590円	16,340円
19,150円	17,520円	17,260円
25,250円	23,620円	23,360円
26,770円	25,090円	24,830円
29,470円	27,730円	27,460円
31,820円	30,010円	29,730円
34,090円	32,150円	31,850円
36,400円	34,360円	34,040円
38,510円	36,400円	36,070円
40,990円	38,760円	38,410円
43,350円	41,040円	40,680円

\*6 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

\*7 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

\*8 航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

\*9 トラベルプロテクトについてはP6.③を参照ください。

#### ご加入の際のご注意

1.保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。

2.住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

3.保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。

4.スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P18.の5.①をご確認ください。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①宿泊施設の客室料	3万円
②交通費*8もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③食事代	5,000円

※「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生懸命補償するものではありません。

また、費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.19~22「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

・渡航期間が6ヵ月超の場合、パスポート番号をお伺いしております。

・渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名、「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

5.旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P18.の5.②をご確認ください。

6.本海外旅行保険は、以下の方々も**ご本人用加入タイプ** の被保険者としてご加入いただけます。ただし、被保険者が保険期間開始日時点で満14歳以下の場合や、ご加入者と被保険者が異なるご契約でご加入内容に対する被保険者の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等\*1」と合計して1,000万円が限度となります。

①カード会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)

②①以外の同居の親族

\*1「他の保険契約等」については、重要事項説明書P29.のII.1をご確認ください。



### ③ 保険金額と保険料【ファミリープラン(保険期間31日超)】

#### 組み合わせ方法

(1) はじめに、**ご本人用加入タイプ表** より、ご本人のご加入タイプをお選びください。

※賠償責任および携行品損害の保険金額はご家族全員で共有となります。

(2) 次に、**配偶者・ご親族用加入タイプ表** より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つの加入タイプをお選びください。

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険特約で引受けける特約)がセットされています。**配偶者・ご親族用加入タイプ** にお申込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、申込書の3、「ご本人」欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人プランにてお申込みください)。

①ご本人の配偶者\*2

②ご本人または配偶者\*2と生計を共にする同居のご親族\*3

③ご本人または配偶者\*2と生計を共にする別居の未婚\*4のお子様。

\*2婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。婚約とは異なります。

a. 婚姻意思\*5を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます)。

\*3ご親族とはご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

\*4未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*5戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

**ご本人用加入タイプ表** (申込書の3、「ご本人」欄に記入される方)

被保険者年齢		15歳以上～69歳以下			70歳以上*9		
		0歳以上～69歳以下		Y5		Y3	
保 険 金 額	ご加入タイプ	X5	X3	X1	Y5	Y3	
	傷害死亡	5,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	2,000万円	
	治療・救援費用	無制限	無制限	3,000万円	無制限		
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	—	
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
	航空機遅延*6	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり	
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
	携行品損害	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	
	保険期間34日まで	30,260円	28,200円	25,190円	37,910円	36,910円	
お支 払い いた だく 保 険 料 (1名 あたり)	39日まで	33,720円	31,620円	28,260円	41,460円	40,440円	
	46日まで	39,190円	37,050円	32,730円	48,890円	47,850円	
	53日まで	45,300円	42,840円	37,300円	57,360円	56,170円	
	2ヵ月まで	54,270円	51,490円	44,860円	68,710円	67,360円	
	3ヵ月まで	65,890円	62,270円	54,080円	94,370円	92,620円	
	4ヵ月まで	89,140円	84,200円	73,520円	134,840円	132,450円	
	5ヵ月まで	115,550円	109,390円	95,330円	174,300円	171,330円	
	6ヵ月まで	138,620円	131,160円	113,850円	214,120円	210,520円	
	7ヵ月まで	162,210円	153,470円	134,540円	253,920円	249,700円	
	8ヵ月まで	185,300円	175,240円	153,570円	293,900円	289,050円	
	9ヵ月まで	207,160円	195,760円	172,280円	334,460円	328,960円	
	10ヵ月まで	228,340円	215,620円	190,220円	374,530円	368,400円	
	11ヵ月まで	249,800円	235,880円	207,690円	413,870円	407,160円	
	1年まで	269,540円	254,320円	224,260円	454,870円	447,530円	
	13ヵ月	292,440円	275,920円	243,310円	493,520円	485,550円	
	14ヵ月	315,320円	297,520円	262,350円	532,120円	523,540円	
	15ヵ月	336,000円	317,020円	279,550円	567,010円	557,860円	
	16ヵ月	358,910円	338,630円	298,610円	605,670円	595,890円	
	17ヵ月	381,070円	359,530円	317,030円	643,030円	632,650円	
	18ヵ月	403,920円	381,120円	336,070円	681,650円	670,660円	
	19ヵ月	426,100円	402,040円	354,510円	719,030円	707,440円	
	20ヵ月	448,990円	423,630円	373,550円	757,670円	745,450円	
	21ヵ月	471,830円	445,210円	392,590円	796,280円	783,450円	
	22ヵ月	494,020円	466,140円	411,040円	833,690円	820,250円	
	23ヵ月	516,900円	487,720円	430,080円	872,330円	858,260円	
	2年	539,070円	508,630円	448,510円	909,700円	895,030円	

※P18.の4、「一時帰国中担保特約」もご確認ください。

\*6 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

\*7 航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

\*8 トラブルプロテクトについてはP6.③を参照ください。

\*9 保険始期日時点で被保険者年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①宿泊施設の客室料	3万円
②交通費*7もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③食事代	5,000円

#### ご加入の際のご注意

1. 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。

2. 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

3. 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より8月10日までの旅行」の保険期間は「3ヵ月まで」となります。

4. スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセッティングし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P18.の5.①をご確認ください。

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険特約で引受けける特約)がセットされています。**配偶者・ご親族用加入タイプ** にお申込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、申込書の3、「ご本人」欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人プランにてお申込みください)。

①ご本人の配偶者\*2

②ご本人または配偶者\*2と生計を共にする同居のご親族\*3

③ご本人または配偶者\*2と生計を共にする別居の未婚\*4のお子様。

\*2婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。婚約とは異なります。

a. 婚姻意思\*5を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます)。

\*3ご親族とはご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

\*4未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*5戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

**配偶者・ご親族用加入タイプ表**

※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご加入いただくタイプをお選びください。

被保険者年齢		15歳以上～69歳以下			70歳以上*9		
		0歳以上～69歳以下		X5		X3	
保 険 金 額	ご加入タイプ			X1	Y5	Y3	
	傷害死亡	5,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	2,000万円	
	治療・救援費用	無制限	無制限	3,000万円	無制限		
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	—	
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
	航空機遅延*6	付帯あり	付帯あり	付帯あり			

### 3【留学生プラン】居住施設(寮・ホームステイ・アパート等)向け

ご契約金額と保険料は①②③からお選びください。

**組み合わせ例** ①**基本補償** + ②**留学生賠償責任** + ③**留学生生活用動産**

**オススメパターン(保険期間1年の場合)**

$$\text{S2} + \text{保険金額: 1億円} + \text{保険金額: 60万円} = 267,520\text{円}$$

(1) 233,090円 + (2) 2,940円 + (3) 31,490円

●渡航期間が6ヶ月超の場合は、パスポート番号をお伺いしております。

●渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名、「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行(海外への留学またはワーキング・ホリデー等)の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください(最長2年)。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が保険始期日時点で満15歳未満の場合や、ご加入者と保険の対象となる方が異なり、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合には、S3タイプをご契約いただけませんのでご注意ください。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセッティングし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の③をご確認ください。



#### ①基本補償

ご加入タイプ	15歳以上～69歳以下			
	S3	S2 *1 オススメ	T2 *1	
保険金額	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限	無制限	3,000万円
	疾患死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円
お支払いいただく保険料	保険期間 34日まで	23,370円	22,030円	18,300円
	39日まで	26,690円	25,310円	21,230円
	46日まで	32,130円	30,730円	25,670円
	53日まで	38,160円	36,540円	30,160円
	2ヶ月まで	46,780円	44,940円	37,370円
	3ヶ月まで	57,270円	54,850円	45,460円
	4ヶ月まで	78,620円	75,300円	63,000円
	5ヶ月まで	103,150円	98,990円	82,930円
	6ヶ月まで	124,320円	119,280円	99,550円
	7ヶ月まで	145,950円	140,030円	118,280円
	8ヶ月まで	167,090円	160,270円	135,360円
	9ヶ月まで	186,890円	179,150円	152,010円
	10ヶ月まで	206,100円	197,460円	167,980円
	11ヶ月まで	225,690円	216,230円	183,580円
	1年まで	243,450円	233,090円	198,170円
	2年 *2	486,900円	466,180円	396,340円

#### ②留学生賠償責任

保険金額	②留学 生賠償責任(免責金額0円)				
	1億円 オススメ	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
お支払いいただく保険料	保険期間 34日まで	620円	540円	480円	400円
	39日まで	680円	590円	520円	440円
	46日まで	740円	640円	570円	480円
	53日まで	790円	690円	610円	520円
	2ヶ月まで	850円	740円	660円	550円
	3ヶ月まで	1,060円	920円	820円	690円
	4ヶ月まで	1,290円	1,130円	1,000円	840円
	5ヶ月まで	1,500円	1,310円	1,160円	970円
	6ヶ月まで	1,710円	1,480円	1,320円	1,110円
	7ヶ月まで	1,910円	1,660円	1,480円	1,240円
	8ヶ月まで	2,120円	1,840円	1,640円	1,380円
	9ヶ月まで	2,320円	2,020円	1,800円	1,510円
	10ヶ月まで	2,530円	2,200円	1,950円	1,640円
	11ヶ月まで	2,740円	2,380円	2,110円	1,780円
	1年まで	2,940円	2,560円	2,270円	1,910円
	2年 *2	5,880円	5,120円	4,550円	3,820円

#### ③留学生生活用動産

③留学生生活用動産(免責金額0円)				
100万円	80万円	70万円	60万円 オススメ	50万円
7,860円	7,520円	7,180円	6,610円	5,860円
8,610円	8,240円	7,860円	7,240円	6,420円
9,360円	8,950円	8,540円	7,870円	6,980円
10,110円	9,670円	9,230円	8,500円	7,530円
10,860円	10,380円	9,910円	9,130円	8,090円
13,480円	12,900円	12,300円	11,330円	10,040円
16,470円	15,760円	15,040円	13,850円	12,270円
19,090円	18,260円	17,420円	16,060円	14,230円
21,710円	20,780円	19,820円	18,260円	16,180円
24,330円	23,280円	22,210円	20,470円	18,130円
26,950円	25,790円	24,600円	22,670円	20,080円
29,570円	28,300円	26,990円	24,880円	22,040円
32,190円	30,810円	29,390円	27,080円	23,990円
34,810円	33,310円	31,770円	29,290円	25,940円
37,430円	35,820円	34,170円	31,490円	27,890円
74,870円	71,640円	68,330円	62,980円	55,790円
				47,860円

\*1 主以下のご契約向けにS2、T2タイプをご用意しております。

○始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合

○ご加入者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合

\*2 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

\*3 被保険者証をお持ちいただいているお客様が対象になります。P6.③をご参照ください。

\*4 保険期間が3ヶ月超のご契約のお客様が対象になります。

\*5 扶養者が事故によるケガが原因で死亡または後遺障害が生じた時から予定留学終了時までの年数等によってお支払い額が異なります。詳細は、補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)の留学継続費用保険金の「お支払い額」をご確認ください。

\*6 右記の保険料は、「保険期間=留学期間」を前提として算出した保険料となります。保険期間より留学期間が短いご契約の場合は保険料が異なりますので、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

#### 留学継続費用担保特約 (オプション)

ご契約タイプ(保険金額)および保険期間に応じて右記の保険料が追加で必要となります。

旅行目的がワーキング・ホリデーの場合、「留学継続費用担保特約」をセットすることはできません。

保険金額 *5	200万円	150万円	120万円
保険期間 34日まで	180円	140円	110円
39日まで	200円	150円	120円
46日まで	220円	170円	130円
53日まで	240円	180円	140円
2ヶ月まで	260円	200円	160円
3ヶ月まで	320円	240円	190円
4ヶ月まで	380円	290円	230円
5ヶ月まで	440円	330円	260円
6ヶ月まで	520円	390円	310円
7ヶ月まで	580円	440円	350円
8ヶ月まで	640円	480円	380円
9ヶ月まで	700円	530円	420円
10ヶ月まで	760円	570円	460円
11ヶ月まで	820円	620円	490円
1年まで	880円	660円	530円
2年 *2	3,520円	2,640円	2,110円

### 3【留学生プラン】宿泊施設(ホテル等)向け

#### ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行(海外への留学またはワーキング・ホリデー等)の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの[旅行期間]に合わせて設定してください(最長2年)。
- なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。
- 次のいずれかに該当する場合、ご契約できる傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「他の保険契約等\*1」と合算して、3,000万円\*2が上限となりますので、ご注意ください。
  - ①始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合
  - ②ご加入者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合
  - \*1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。
  - \*2 旅行目的が「留学」「ワーキングホリデー」の場合の限度額となります。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込むいかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の③をご確認ください。

※本タイプは、滞在先が居住施設(アパート・寮・ホームステイ等)の場合にもご加入いただけますが、その場合には滞在中の居住施設内に保管中の携行品の損害および、戸室全体を賃借しているアパート等に対する賠償責任は補償の対象外となります。

※被保険者証に「一時帰国中担保」と表示されているお客様には「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしでセットされます。P18.4.をご確認ください。

※始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上の場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

ご加入タイプ		15歳以上～69歳以下	L3
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	5,000万円	
	傷害後遺障害	5,000万円	
	治療・救援費用	無制限	
	疾死亡	1,000万円	
	賠償責任	1億円	
	携行品損害	30万円	
	航空機寄託手荷物	3万円	
	航空機遅延*3	付帯あり	
お支払いいただく保険料	保険期間34日まで	28,020円	
	39日まで	31,420円	
	46日まで	36,890円	
	53日まで	42,970円	
	2ヵ月まで	51,820円	
	3ヵ月まで	63,030円	
	4ヵ月まで	85,630円	
	5ヵ月まで	111,360円	
	6ヵ月まで	133,780円	
	7ヵ月まで	156,690円	
	8ヵ月まで	179,100円	
	9ヵ月まで	200,240円	
	10ヵ月まで	220,730円	
	11ヵ月まで	241,540円	
	1年まで	260,580円	
	トラベルプロジェクト付き*5	こどもの力セービングサービス付き*6	

\*3 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

\*4 航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

\*5 被保険者証をお持ちいただいているお客様が対象になります。P6.③をご参照ください。

\*6 保険期間が3か月超のご契約のお客様が対象になります。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①宿泊施設の客室料	3万円
②交通費*4もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③食事代	5,000円

### 4 補償のご案内

#### 携行品損害保険金と留学生生活用動産損害保険金の比較(概要)

(詳細は本パンフレットP.21～23をご確認ください)

○=補償されます ×=補償されません

事故状況	保険期間31日超		ご注意
	携行品損害保険金	留学生生活用動産損害保険金	
携行中	○	○	●携行品(留学生生活用動産では「宿泊・居住施設保管中の物」も含みます)1個、1組または1対あたりの補償限度額は10万円となります。(乗車券等は合計5万円限度、旅券は1回の保険事故につき5万円限度)
ホテル等の宿泊施設に保管中	○	○	●携行品損害保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。
寮・ホームステイ先等の居住施設に保管中	×	○	●留学生生活用動産損害保険金は、同一保険年度内の事故に対して留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。

#### 賠償責任保険金と留学生賠償責任保険金の比較(概要)

(詳細は本パンフレットP.21～23をご確認ください)

○=補償されます ×=補償されません

事故状況	保険期間31日超		ご注意
	賠償責任保険金	留学生賠償責任保険金	
歩行中	○	○	●留学生賠償責任保険金における居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。
ホテル等の宿泊施設に滞在中	○	○	部屋の場合 部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限ります。 <sup>*2</sup> ①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。
寮・ホームステイ先等の居住施設に滞在中 <sup>*1</sup>	×	○	部屋以外の場合 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害。
ホテル等の宿泊施設に滞在中	○	○	
寮・ホームステイ先等の居住施設に滞在中 <sup>*1</sup>	×	×	

\*1 建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合に限ります。

\*2 寮・ホームステイ先等の居住施設に於ける、共有スペースでの賠償責任について、くわしくは別途代理店までお問い合わせください。

## ご旅行目的にあわせて様々な特約をご用意しております

本パンフレットP.24~25「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」も必ずご確認ください。

### 1.旅行変更費用担保特約

保険期間3ヵ月まで

#### このような方におすすめします

- 急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合にかかる費用に備えたい方(出国中止費用)
- 旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合にかかる費用に備えたい方(中途帰国費用)

#### 保険金額(旅行変更費用保険金額)と特約保険料

##### 保険金額(旅行変更費用保険金額)の設定方法

旅行代金または帰国便の運賃を目安に設定してください。また、保険期間はP.7~12に記載のご加入タイプでご契約いただく保険期間と合わせてください。なお、ファミリープランは、家族全員分の合計金額を目安に設定してください(保険金額はご家族で共有となります。)。※保険料領収前もしくは契約日以前に生じていたケガや疾病が原因である場合は、補償対象外となります。

##### (旅行変更費用担保特約) 出国中止費用 + 中途帰国費用

保険金額 保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
1日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,700円	4,630円
2日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,710円	4,640円
3日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,780円	3,710円	4,640円
4日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,710円	4,640円
5日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
6日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
7日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
8日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,730円	4,660円
9日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,800円	3,730円	4,660円
10日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,730円	4,670円
11日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
12日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
13日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,740円	4,680円
14日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,680円
15日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,690円
17日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,750円	4,690円
19日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,760円	4,700円
21日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,770円	4,710円
23日まで	320円	650円	970円	1,950円	2,920円	3,900円	4,870円
25日まで	340円	670円	1,010円	2,020円	3,040円	4,050円	5,060円
27日まで	350円	700円	1,050円	2,110円	3,160円	4,220円	5,270円
29日まで	370円	730円	1,100円	2,200円	3,290円	4,390円	5,490円
31日まで	380円	770円	1,150円	2,300円	3,450円	4,590円	5,740円
34日まで	390円	780円	1,180円	2,350円	3,530円	4,700円	5,880円
39日まで	420円	850円	1,270円	2,540円	3,820円	5,090円	6,360円
46日まで	460円	910円	1,370円	2,740円	4,110円	5,490円	6,860円
53日まで	490円	980円	1,470円	2,940円	4,400円	5,870円	7,340円
2ヵ月まで	540円	1,070円	1,610円	3,220円	4,830円	6,440円	8,050円
3ヵ月まで	680円	1,370円	2,050円	4,110円	6,160円	8,210円	10,270円

### 2.クルーズ旅行取消費用担保特約

#### このような方におすすめします

- 急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合にかかる費用に備えたい方(出国中止費用)
- 被保険者が出国を中止したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で、旅行業者等に支払った費用
- 被保険者が出国を中止したことにより、払い戻しを受けられない渡航手続費(旅行印紙代、査証料、予防接種料等)

\*1 船舶内の定員4名以下の客室に宿泊される海外旅行が対象となります。  
※保険料領収前もしくは契約日以前に生じていたケガや疾病が原因である場合は、補償対象外となります。

#### 保険金額(クルーズ旅行取消費用保険金額)と特約保険料(保険期間共通)

[保険金額の設定方法] お申し込みのクルーズ旅行契約において、最も高額となる取消料(通常は旅行代金全額)を目安に設定してください。

保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料
10万円	2,830円	60万円	17,000円	110万円	31,170円	160万円	45,340円
20万円	5,670円	70万円	19,840円	120万円	34,010円	170万円	48,180円
30万円	8,500円	80万円	22,670円	130万円	36,840円	180万円	51,010円
40万円	11,340円	90万円	25,510円	140万円	39,680円	190万円	53,850円
50万円	14,170円	100万円	28,340円	150万円	42,510円	200万円	56,680円

### 3.緊急一時帰国費用担保特約

保険期間3ヵ月超

配偶者が危篤で旅行中に急きよ一時帰国した場合などに、被保険者が負担した費用(往復の航空運賃等の交通費、宿泊施設の客室料および雑費等)を補償します。

- ①海外旅行保険プラスの補償期間が3ヵ月超の場合に限りセットすることができます。
- ②緊急一時帰国費用保険金の支払い対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付が受けができる場合は、代理店または引受保険会社へご照会ください。場合によってはセットできないことがありますのでご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先等で給付が受けができる慶弔規程等の制度が制定されていることをお知りになった場合は遅滞なく代理店または引受保険会社へご連絡ください。※保険料領収前または海外渡航期間開始前に生じていた疾病が原因である場合は、補償対象外となります。

保険金額(ご契約金額)	40万円	70万円	100万円
払い込みいただく保険料	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ
保険期間 4ヵ月まで	5,240円	11,000円	9,170円
5ヵ月まで	6,070円	12,750円	10,620円
6ヵ月まで	6,900円	14,500円	12,080円
7ヵ月まで	7,740円	16,250円	13,540円
8ヵ月まで	8,570円	18,000円	15,000円
9ヵ月まで	9,400円	19,750円	16,460円
10ヵ月まで	10,240円	21,500円	17,920円
11ヵ月まで	11,070円	23,250円	19,370円
1年まで	11,900円	25,000円	20,830円

### 4.一時帰国中担保特約

- 本特約により一時帰国中および再出国後の旅行行程中も同様に補償されます。
- 保険期間3ヵ月超の契約については、「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしで自動セットされ、被保険者証に表示されます。  
保険期間31日超3ヵ月以内のご契約の場合は、申込書の一時帰国中担保特約欄に○印をご記入いただくことで、本特約を付帯できます。(追加保険料はかかりません。)
- 一時帰国中の事故が補償される項目は右記の通りです。傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救援費用、疾病死亡、賠償責任

### 5.特別危険担保特約／職業危険担保割増

- ①次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
  - ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登攀はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)をいい、パラグライダー等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
  - ・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です)
  - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ②次のような場合には、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
  - ・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合
- ③保険料につきましては、運動やお仕事の内容によって変わりますので、代理店までお問い合わせください。

## 6 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)



保険期間 31日まで 保険期間 31日超 共通の補償

旅先で  
ケガをして



傷害死亡  
保険金

旅先で  
病気やケガの  
治療をして



傷害後遺障害  
保険金



治療・救援費用  
保険金



疾病死亡  
保険金

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

\*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。

\*4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症、政令により一類感染症・二類感染症・三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症\*5をいいます。

\*5 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。

\*6 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

\*8 6親等内の血族、配偶者\*9\*10または3親等内の姻族をいいます。

\*9 新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。

### 保険金をお支払いする主な場合

#### 保険金の種類

##### お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

##### お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

##### ■治療費用部分

###### お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気\*3により、旅行終了後72時間経過するまでに医師の治療を受けられた場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症\*4\*6により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合

##### ■救援費用部分

###### お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)(個人プラン)の場合は3日以上\*7続けて入院された場合)
  - ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
  - ⑤海外旅行中に乗っている航空機、船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等
- \*7 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

##### ※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。  
a. 日本国において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用

##### お支払いする場合

- ①海外旅行中に病気で死亡された場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気\*3により、旅行終了後72時間経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症\*4\*15により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合

### 保険金のお支払い額

#### お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。

死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

\*同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

#### お支払い額

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%\*2

\*保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

\*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセッショントしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。

たとえば、  
①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失  
②保険金受取人の故意または重大な過失  
③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変\*1  
④放射線照射、放射能汚染  
⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ  
⑥けんかや自殺行為、犯罪行為  
⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ  
⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ  
⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセッショントし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります)  
\*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセッショントしているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

上記①~④、⑥に加え、たとえば

・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故

・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用

・歯科疾病

・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ

・海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセッショントするご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります)。

・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの

・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセッショントし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります)

・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセッショントし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります)

・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はんを行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセッショントし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります)

## 6 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 31日まで

保険期間 31日超 共通の補償

他人にケガ等をさせて



### 賠償責任保険金

持ち物が損害を受けて



### 携行品損害保険金

手荷物が届かなくて



### 航空機寄託手荷物保険金

航空機が遅れて



### 航空機遅延保険金

保険期間 31日まで のみの補償

海外旅行開始前に治療を受けたことがある病気が急激に悪化して



### 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金

\*4 6親等内の血族、配偶者\*5 \*6 または3親等内の姻族をいいます。

\*5 新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。

### 保険金をお支払いする主な場合

#### お支払いする場合

海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害\*1を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

\*1 次に掲げる損害を含みます。

- 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
- 居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
- レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

#### お支払いする場合

海外旅行中に携行品\*7が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

\*7 携行品とは?

保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品\*8をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歎・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウエア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含まれません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。

\*8 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

### 保険金をお支払いする主な場合

#### 治療費用部分

##### お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾患は含まれません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化\*14により医師の治療を受けられた場合

#### 救援費用部分

##### お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾患は含まれません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化\*14により入院された場合(個人プラン)の場合は3日以上\*15続けて入院された場合)

\*15 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

\*16 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して3日以上\*15入院された場合に限りお支払いの対象となります。

#### ※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

\*14 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもつても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

### 保険金のお支払い額

#### お支払い額

損害賠償金の額

\*1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。

\*2 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め東京海上日動にご相談ください。

\*3 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

\*4 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。

### 保険金をお支払いしない主な場合

P.20に記載の③④に加え、たとえば、

- ご契約者または保険の対象となる方の故意
- 職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
- 所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任
- 航空機、船舶\*2、車両\*3、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- 親族\*4に対する賠償責任

\*2 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。

\*3 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カード、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

P.20に記載の①~④に加え、たとえば、

- 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
- 保険の対象となる方が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
- 携行品の置き忘れまたは紛失\*12
- ピックル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブルレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害
- 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
- 差し押さえ、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。)

\*12 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

P.20に記載の①~④に加え、たとえば、

- ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
- 保険金受取人の法令違反
- 地震、噴火またはこれらによる津波



保険期間 31日まで のみの補償

### 保険金の種類

海外旅行開始前に治療を受けたことがある病気が急激に悪化して



### 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金

\*4 6親等内の血族、配偶者\*5 \*6 または3親等内の姻族をいいます。

\*5 新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。

### 保険金をお支払いする主な場合

#### お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾患は含まれません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化\*14により医師の治療を受けられた場合

#### 救援費用部分

##### お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾患は含まれません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化\*14により入院された場合(個人プラン)の場合は3日以上\*15続けて入院された場合)

\*15 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

\*16 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して3日以上\*15入院された場合に限りお支払いの対象となります。

#### ※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

\*14 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもつても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

### 保険金のお支払い額

#### お支払い額

実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する額

#### お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族\*4の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額たとえば

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
a 宿泊施設の客室料	3万円
b 交通費*13もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
c 食事代	5,000円

\* 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限ります。

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

### 保険金をお支払いしない主な場合

- たとえば、
  - 海外旅行終了後に治療を開始した場合
  - 治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
  - 海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
  - 海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用たとえば
    - 透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
    - インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
    - 温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
    - あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
    - 運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
    - 臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
    - 眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
    - 毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
    - 不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

# 6 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

## 留学生プラン

「海外旅行中」とは 保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外への留学またはワーキング・ホリデーの目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

**ご注意** 留学生賠償責任保険金、留学生生活用動産損害保険金、留学継続費用保険金については現地での保険金支払いができません。保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

## 保険金の種類

### 保険金をお支払いする主な場合

### 保険金のお支払い額

### 保険金をお支払いしない主な場合

## 留学生 賠償責任 保険金

#### お支払いする場合

海外旅行中の偶然な事故により、日常生活に起因する事故、または住宅<sup>\*1</sup>の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他の財物に損害<sup>\*2</sup>を与える、法律上の損害賠償責任を負った場合

\*1 住宅とは?

保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。

\*2 レンタル会社および契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品・宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます)・居住施設(部屋内の動産を含みます)に与えた損害<sup>\*3</sup>を含みます。

\*3 居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。

部屋の場合

部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限ります。

①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害  
②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。

部屋以外の場合

火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害。

#### お支払いする場合

海外旅行中に生活用動産<sup>\*10</sup>が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

\*10 生活用動産とは?

保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたカメラ、カバン、衣類等の携行品<sup>\*11</sup>または保険の対象となる方の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。

ただし、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行なうための用具またはこれら付属品等および別送品は含みません。

\*11 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

#### お支払いする場合

海外の学校<sup>\*17</sup>に在籍中に、保険期間中の急激かつ偶然な外來の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者<sup>\*18</sup>が、死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます)。または、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者<sup>\*18</sup>の身体に重度後遺障害が生じた場合

\*17 学校とは?

一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。

\*7 6親等内の血族、配偶者<sup>\*8</sup>または3親等内の姻族をいいます。

\*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが画面等により確認できる場合に限ります)。婚約とは異なります。

①婚姻意思<sup>\*9</sup>を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## 留学 継続費用 保険金 (留学生の場合のみ)

## 「旅行変更費用」についてのご注意

- 保険料領収前もしくはご契約された日以前に下表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合は、保険金のお支払い対象外となります。
- ①旅行変更費用保険金額は、旅行代金または帰国便の運賃を目安に設定してください。
- ②旅行変更費用担保特約は、ご契約された日の翌午前0時から補償を開始します。
- したがって、旅行出発日(保険期間の始期日)より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返しすることはできません。
- ③海外旅行が催行中止となった場合等<sup>\*1</sup>には、保険料の全額をお返しすることができる場合があります。
- ④「中途帰国費用のみ担保特約」をセットいたくことで、補償範囲を中途帰国した場合のみに限定することが可能です。なお、旅行出発日当日以降にご契約された場合は、「中途帰国費用のみ担保特約」を必ずセットいただけます。
- \*1 海外旅行が催行中止となった場合であっても、保険の対象となる方が渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等)を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返しすることはできません。



## 保険期間 3か月まで \*2のみの補償

### 旅行変更費用担保特約 急な事情によって、旅行をキャンセルして

### 保険金をお支払いする主な場合

#### お支払いする場合

次のような事由により出国を中止された場合または海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合

- ①死亡・危篤…保険の対象となる方ともしくは同行予約者<sup>\*3</sup>(保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。)または保険の対象となる方等の配偶者<sup>\*4</sup>もしくは3親等内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合
- ②入院
  - (1)保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合(出国前の場合は継続して3日以上<sup>\*6</sup>の入院に限ります)
  - (2)保険の対象となる方等の配偶者<sup>\*4</sup>または2親等内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合
- ③遭難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方等がピックル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんに遭難された場合
- ④救助…急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合
- ⑤火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合
- ⑥裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出席される場合
- ⑦地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合
  - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為、等
  - ・運送・宿泊機関等の事故または火災
  - ・渡航先に対する避難勧告等の発出
- ⑧感染症等…保険の対象となる方等に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合
- ⑨避難指示…保険の対象となる方等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合

#### 旅行変更費用保険金

#### お支払いする場合

上記①②に加え、たとえば、ご契約者、保険の対象となる方、保険金受取人の故意または重大な過失

- ・ご契約者、保険の対象となる方、保険金受取人の故意または重大な過失
- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
- ・携行品の置き忘れまたは紛失<sup>\*15</sup>
- ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
- ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
- ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。)
- ・ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の損壊<sup>\*16</sup>
- ・温度変化・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流出<sup>\*16</sup>
- ・裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出席される場合
- ⑦地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合
  - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為、等
  - ・運送・宿泊機関等の事故または火災
  - ・渡航先に対する避難勧告等の発出
- ⑧感染症等…保険の対象となる方等に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合
- ⑨避難指示…保険の対象となる方等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合

### 保険期間 3か月超 のみの補償

### 緊急一時帰国費用担保特約 旅先から一時的に帰国して

### 保険金をお支払いする主な場合

#### お支払いする場合

保険の対象となる方が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます)に、保険の対象となる方の配偶者<sup>\*4</sup>もしくは2親等内のご親族の死、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国された場合

- ※上記の原因が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限ります。
- 同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者<sup>\*4</sup>・同一の2親等内のご親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国によりその日を含めて30日以内に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金をお支払いの対象となります。

※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセッティングすることで、同様の緊急一時帰国も対象とすることができます。

#### 緊急一時帰国費用保険金

#### お支払いする場合

ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額

- ※1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。
- ①往復の航空運賃等の交通費
- ②一時帰国情行、一時帰国情地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国情地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国情地について、合計して20万円を限度とします。

※ご契約者または保険の対象となる方が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額になります。

### 保険金のお支払い額

#### お支払い額

P.20に記載の①、②に加え、たとえば、保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者<sup>\*4</sup>もしくは1親等のご親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していました場合

- ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以降に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

※P.20に記載の①、②に加え、たとえば、保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者<sup>\*4</sup>もしくは1親等のご親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していました場合

- ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以降に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

## 6 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

### クルーズ旅行取消費用担保特約

- ✓ 保険料領収前もしくはご契約された日以前に下表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合は、保険金のお支払い対象外となります。
- ✓ クルーズ旅行取消費用担保特約(以下「本特約」)は、ご契約された日の翌午前0時から補償を開始します。  
したがって、旅行出発日(保険期間の始期日)より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返しすることはできません。
- ✓ クルーズ旅行が催行中止となった場合等<sup>\*1</sup>には、保険料の全額をお返しすることができる場合があります。
- ✓ 本特約には、本パンフレット記載のご加入タイプとあわせてお申し込みください(本特約のみでのお申し込みはできません)
- \*1 クルーズ旅行が催行中止となった場合であっても、被保険者が渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等)を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返しすることはできません。

保険金をお支払いする主な場合				保険金のお支払い額				保険金をお支払いしない主な場合																																										
<p>下表の○印の「保険金をお支払いする主な場合」により被保険者が出国を中止された場合(×印はお支払いの対象外となります)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">左記「保険金をお支払いする主な場合」 ①～⑥の対象となる方</th> </tr> <tr> <th>保険金をお支払いする主な場合</th> <th>a. 被保険者 ご本人</th> <th>b. 同室 予約者 ＊2</th> <th>aまたは bの 配偶者 ＊2＊3＊4</th> <th>aまたは bの ご親族 ＊2＊3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①死亡または危篤</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 3歳等内に限る</td> </tr> <tr> <td>②ケガまたは病気を原因とした右記( )の日数以上継続した入院</td> <td>(3日)</td> <td>(3日)</td> <td>(7日)</td> <td>○(7日) 2歳等内に限る</td> </tr> <tr> <td>③ケガまたは病気を原因とした医師からの出国中止の指示</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>④居住建物または居住建物内に収容される家財の火災、風災または水災等による100万円以上の損害発生</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>⑤証人または評価人としての裁判所への出頭</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>⑥災害対策基本法に基づく公的機関からの避難指示等</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>				左記「保険金をお支払いする主な場合」 ①～⑥の対象となる方				保険金をお支払いする主な場合	a. 被保険者 ご本人	b. 同室 予約者 ＊2	aまたは bの 配偶者 ＊2＊3＊4	aまたは bの ご親族 ＊2＊3	①死亡または危篤	○	○	○	○ 3歳等内に限る	②ケガまたは病気を原因とした右記( )の日数以上継続した入院	(3日)	(3日)	(7日)	○(7日) 2歳等内に限る	③ケガまたは病気を原因とした医師からの出国中止の指示	○	○	×	×	④居住建物または居住建物内に収容される家財の火災、風災または水災等による100万円以上の損害発生	○	○	×	×	⑤証人または評価人としての裁判所への出頭	○	○	×	×	⑥災害対策基本法に基づく公的機関からの避難指示等	○	×	×	×					<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の①から④のいずれかに該当したことにより負担した費用</li> <li>・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失</li> <li>・保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>・被保険者(保険の対象となる方)のけんかや自殺行為、犯罪行為</li> <li>・地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変<sup>*8</sup></li> <li>・放射線照射、放射能汚染等</li> <li>●次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の②または③に該当したことにより負担した費用</li> <li>・妊娠、出産、早産、流産および不妊症</li> <li>・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの</li> <li>●次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の①から③に該当したことにより負担した費用</li> <li>・山岳登攀<sup>*9</sup>、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いた競技・試運転、お仕事以外での航空機操縦等を行っている間に生じたケガまたは病気等</li> <li>●保険料領収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合</li> <li>・左記の「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合</li> <li>・保険の対象となる方、同室予約者またはこれらの者の配偶者<sup>*4</sup>もしくは1親等の親族について①死亡・危篤、②入院の原因<sup>*10</sup>もしくは③医師からの出国中止の指示の原因<sup>*11</sup>が生じていた場合</li> <li>*8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。</li> <li>*9 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。</li> <li>*10 死亡・危篤・入院の直接の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。</li> <li>*11 医師からの出国中止の指示の直接の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。</li> </ul>			
左記「保険金をお支払いする主な場合」 ①～⑥の対象となる方																																																		
保険金をお支払いする主な場合	a. 被保険者 ご本人	b. 同室 予約者 ＊2	aまたは bの 配偶者 ＊2＊3＊4	aまたは bの ご親族 ＊2＊3																																														
①死亡または危篤	○	○	○	○ 3歳等内に限る																																														
②ケガまたは病気を原因とした右記( )の日数以上継続した入院	(3日)	(3日)	(7日)	○(7日) 2歳等内に限る																																														
③ケガまたは病気を原因とした医師からの出国中止の指示	○	○	×	×																																														
④居住建物または居住建物内に収容される家財の火災、風災または水災等による100万円以上の損害発生	○	○	×	×																																														
⑤証人または評価人としての裁判所への出頭	○	○	×	×																																														
⑥災害対策基本法に基づく公的機関からの避難指示等	○	×	×	×																																														

クルーズ旅行取消費用保険金

海外旅行保険にご加入いただく皆様へ

# 海外旅行保険 重要事項説明書

本説明書は「海外旅行保険」の重要事項説明書です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。  
ご契約者<sup>\*1</sup>と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※ご契約・ご加入方法によってはお選びいただけない特約等があります。

※本説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。  
※普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html))にてご参照いただけます。

[マークのご説明] 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項



## 本説明書で用いる用語の解説

<b>ご契約者</b>	保険契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。
<b>特約</b>	普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけでは契約することはできません。
<b>解約</b>	ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より解約に必要な手続きをとっていただきます。
<b>解除</b>	東京海上日動からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

## I 契約締結前ににおけるご確認事項

### 1 海外旅行保険の仕組み

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、病気の発病、携行品の破損といった様々な事故に対して保険金をお支払いします。

※海外に永住される方や帰国予定のない方を保険の対象となる方とはできません。

基本となる補償およびその他の主な特約は以下のとおりです。

その他の主な特約(オプション)				
ケガや病気等の補償	疾病死亡保険金支払特約	疾病に関する応急治療・救援費用担保特約		
傷害死亡保険金支払特約	携行品損害担保特約	留学生生活用動産損害担保特約		
傷害後遺障害保険金支払特約 <sup>*2</sup>	賠償責任危険担保特約	留学生賠償責任危険担保特約		
その他の補償等	航空機寄託手荷物遅延等費用担保特約	航空機遅延費用等担保特約	中途帰国費用のみ担保特約	旅行変更費用担保特約
	緊急一時帰国費用担保特約	特別危険担保特約	家族旅行特約	留学継続費用担保特約
				家族緊急一時帰国費用追加担保特約

制裁等に関する特約	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">自動セット</span>	戦争危険等免責に関する一部修正特約	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">自動セット</span>	一時帰国中担保特約 <sup>*3</sup>	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">自動セット</span>
-----------	---	-------------------	---	-------------------------	---

\*1 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

\*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、後遺障害等級限定補償特約が自動セットされます<sup>\*3</sup>(詳細はP.27下段の\*4をご確認ください)。

\*3 ご契約の内容によってはセットされない場合があります。

## 基本となる補償および保険金額等の引受条件等

### ① 基本となる補償



- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。
- ※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	<p>海外旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)</p> <p>▶傷害死亡保険金の全額をお支払いします。</p> <p>※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者・保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>保険の対象となる方の自殺行為・犯罪行為・闘争行為</li> <li>無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</li> <li>海外旅行開始前、終了後に発生したケガ</li> <li>海外旅行開始前に発病した病気による治療費用<sup>①</sup></li> <li>妊娠・出産・早産・流産またはこれらが原因の病気および不妊症、歯科疾患による治療費用</li> <li>海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療費用</li> <li>戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変<sup>②</sup></li> <li>放射線照射、放射能汚染</li> <li>ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登攀はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ<sup>③</sup></li> </ul>
傷害後遺障害保険金	<p>海外旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。<sup>④</sup></p> <p>※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</li> <li>※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。</li> </ul>
治療費用部分	<p>①海外旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合</p> <p>②海外旅行開始後に発病した病気<sup>⑤</sup>により、旅行終了後72時間までに医師の治療を受けられた場合</p> <p>③海外旅行中に感染した特定の感染症<sup>⑥⑧</sup>により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合</p> <p>▶実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。</p> <p>※ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外旅行開始前に発病した病気による治療費用<sup>①</sup></li> <li>妊娠・出産・早産・流産またはこれらが原因の病気および不妊症、歯科疾患による治療費用</li> <li>海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療費用</li> <li>戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変<sup>②</sup></li> <li>放射線照射、放射能汚染</li> <li>ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登攀はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ<sup>③</sup></li> </ul>
救援費用部分	<p>①海外旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)</p> <p>②海外旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上<sup>⑨</sup>続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)</p> <p>③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合</p> <p>④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p> <p>⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外來の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合</p> <p>▶ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族<sup>⑩</sup>の方が実際に支出した親族<sup>⑩</sup>のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によるケガによる治療費用<sup>①</sup></li> <li>海外旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気による治療費用<sup>①</sup></li> <li>海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外來の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合</li> </ul>
治療費用部分・救援費用部分共通	<p>お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。</p>	

\*4 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定保険料」が自動セットされます。)。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示のある場合に、この特約がセットされます。

\*5 海外旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。

\*6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症、政令により一類感染症・二類感染症・三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症<sup>⑦</sup>をいいます。

\*7 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。

\*8 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

\*9 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

\*10 6親等内の血族、配偶者<sup>⑪</sup>または3親等内の姻族をいいます。

\*11 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。a.婚姻意思<sup>⑫</sup>を有すること b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*12 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

### ② 主な特約の概要



#### 賠償責任危険担保特約

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

▶損害賠償金の額をお支払いします。

※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。

※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。

#### 携行品損害担保特約

海外旅行中に携行品<sup>⑬</sup>が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

▶携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計で5万円、旅券については1回の保険事故について5万円)を限度とした損害額をお支払いします。

※損害額は損害が生じた携行品の時価額<sup>⑭</sup>とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額<sup>⑭</sup>のいずれか低い方とします。

※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。

※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

※携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。

\*13 カメラ、カバン、衣類等保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品<sup>⑮</sup>をいい、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。

\*14 再取得価額<sup>⑯</sup>から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

\*15 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

\*16 再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

※特約の詳細および本説明書に記載のない特約については「海外旅行保険普通保険約款および特約」等をご参考ください。

### ③ 補償の重複に関するご注意



- 賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約<sup>⑰</sup>を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。<sup>⑯</sup>

\*17 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

\*18 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### ④ 保険金額等の引受条件



#### 保険金額等は原則として契約タイプの中からお選びください。

- 各保険金額とも引受けの限度額があります。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が始期日時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合にはご注意ください。
- 実際にお客様がご加入される保険金額については、申込書等をご確認ください。

### ⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期



- 保険期間:旅行期間にあわせて、最長2年までの間で設定してください。

- この保険では、旅行期間とは海外旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
- 交通機関が遅延、欠航・運休または到着地変更をした場合、保険の対象となる方が医師の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
- 実際にお客様がご加入される保険期間については、申込書等をご確認ください。

- 補償の開始時期:保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時<sup>⑯</sup>

- 補償の終了時期:保険期間(保険のご契約期間)の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。

- \*19 セットされる特約によっては異なる場合があります。

- また、保険期間が始まった後であっても、以下の損害等に対しては保険金をお支払いできません。

- ・ご契約の代理店または東京海上日動が保険料を領収する前に生じた事故による損害等
- ・クレジットカードのご利用代金の引落しができなかつた場合で、別途ご請求させていただく保険料を東京海上日動が領収する前に生じた事故による損害等



# IV その他ご留意いただきたいこと

## 1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は東京海上日動に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 東京海上日動と東京海上グループ各社または東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます)をご契約者およびご加入者に対して提供すること  
詳しくは、東京海上日動ホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp))をご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

## 2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とするご契約で、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合について、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合には、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

## 3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返り金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は、原則として80%<sup>①</sup>まで補償されます。

\*① 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

## 4 その他契約締結に関するご注意事項

- 東京海上日動代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っており、したがいまして、東京海上日動代理店との間で有効に成立したご契約につきましては東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 留学等をされる場合で、保険証券、保険契約証または被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または東京海上日動までお申し出ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または東京海上日動に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または東京海上日動に到着しなかった場合は、後日お申込み手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 5 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
  - 住民票、戸籍謄本等の保険の対象となる方または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
  - 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
  - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 保険の対象となる方に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方の代理人がない場合は、保険の対象となる方の配偶者<sup>②</sup>または3親等内のご親族<sup>③</sup>(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。  
\*② 法律上の配偶者に限ります。  
\*③ 法律上の親族に限ります。
- 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金に関するご注意」  
キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることができます。

\*① 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

## ご契約内容確認事項(意向把握・確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

- ① 本保険商品は、海外旅行中のケガや病気等を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。
- ② パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。
- ③ ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動までお申し出ください。

- 保険金をお支払いする主な場合\*
- 保険期間(保険のご契約期間。最長2年までの間で旅行期間に合わせて設定してください。)\*
- 保険金額(ご契約金額)\*
- 保険料\*

- ④ 申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書等の訂正が必要となりますので、代理店または東京海上日動までお申し出ください。

- 申込書等の「他の保険契約等の有無」欄は正しく告知いただいているか?
  - 『家族旅行特約をセットする場合のみ』ご確認ください。\*
  - 保険の対象となる方の範囲についてご確認いただきましたか?
  - 『海外旅行中にお仕事に従事される方のみ』ご確認ください。
  - 申込書等の「海外旅行中に従事する職業・職務」欄は正しくご記入いただいているか?
  - 『旅行中に下記の運動等を行う場合のみ』ご確認ください。
    - 下記の運動等を行うことについて、代理店または東京海上日動にお申し出いただきましたか?
- 下記の運動等を行っている間の事故は、保険金お支払いの対象外となります(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただくことにより、対象とすることができます。)
  - 山岳登攀(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
  - リュージュ、ボブスレー、スケルトン
  - 航空機(グライダーおよび飛行船を除きます)操縦(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
  - スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい)、パラグライド等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
  - 自動車等の乗用具による競技・試運転等
  - その他これらに類する危険な運動

- ⑤ 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただけましたか?

お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務」「通知義務等」等が記載されていますので必ずご確認ください。

\*詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容については申込書等をご確認ください。

## 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望等は  
金融法人部 営業第二課にて承ります。

## 保険に関するご不満・ご要望等(国内から)

03-3285-1870

受付時間:平 日 午前9時~午後5時  
(年末年始を除きます。)

## 事故のご連絡に関するご相談(海外から)

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、ご旅行中に病気やケガ、携行品の破損等の様々なトラブルが生じた場合に、担当スタッフが各種相談に日本語でお応えします。全世界からのお電話を受け付けます。ご利用の詳細につきましては、保険証券、保険契約証または被保険者証とセットでお渡しいたします「海外旅行保険あんしんガイドブック」の該当ページをご確認ください。

## 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

0570-022808

ナビダイヤル 通話料  
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間:平 日 午前9時15分~午後5時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

# 海外旅行中における事故事例のご紹介

## 万一の場合にも「海外旅行保険 プラス」で大きな安心を

海外旅行中に発生した事故事例を一部ご紹介します。

海外では日本と異なり、高額な医療費を請求されるケースも珍しくありません。

「海外旅行保険 プラス」なら、「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」もご用意していますので、万一治療費などが高額になっても安心です。

事故の内容(例)

お支払いする保険金額(例)

### 機内で嘔吐、ホノルル到着後に意識を失い、医師付き添いで帰国



事故地 アメリカ ホノルル：男性 16歳  
修学旅行中の機内で嘔吐が始まり、ホノルル到着後に意識を失い救急車で搬送。糖尿病、ケトアシドーシスの為、脳が膨張して圧迫、脳ダメージがあり、呼吸機能低下。17日間入院した後、医師の付き添いのもと帰国。その後日本で20日間ほど入院。

治療・救援費用	32,619,814円
合計	32,619,814円

### 肺炎と診断され入院



事故地 シンガポール：女性 71歳  
シンガポール在住の娘宅に夫と訪れていたが、高熱が続いたため病院を受診したところ、肺炎の疑いがあると診断され入院し治療を受けた。帰国に際しては、同行の夫と一緒に孫も付き添った。自宅に到着後、孫はシンガポールへ帰国。

治療・救援費用	1,016,909円
合計	1,016,909円

### スキー中に転倒し骨折



事故地 スイス フィスプ：女性 66歳  
スキー中に転倒、スキーチャンプから病院までヘリコプターで搬送。大腿節頸部骨折と診断され、日本に帰国後も継続入院となった。

治療・救援費用	29,967,336円
合計	29,967,336円

### コーヒーショップでの盗難



事故地 スペイン バルセロナ：女性 36歳  
コーヒーショップでご主人に荷物を預け、トイレに行っていたところ、待っていたご主人のもとに外国人が「椅子の下に落としたものを取らせて欲しい」と声を掛けられ、ご主人が一瞬避けた間に預けていたバックが盗難されてしまった。

携行品損害	111,828円
合計	111,828円

### ホテルの床を濡らして弁償



事故地 アメリカ ニューヨーク：男性 29歳  
ニューヨークのホテルに滞在中、誤ってお風呂の水を溢れさせてしまった。その結果、階下まで水が染みてしまい、クリーニング代などを弁償した。

賠償責任	142,869円
合計	142,869円

※上記はあくまで事故の一例です。お支払いする保険金は、ご加入の保険金額が上限となります。

東京海上日動火災保険株式会社発行「世界の医療と安全」より

## MEMO

ご加入に関するご注意を記載しております。  
ご加入の前に必ずご確認ください。

## ご加入に関するご注意

### ①帰国予定

帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者(保険の対象となる方)とする保険契約はお申し込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### ②旅行先での運動

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- 旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- 旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
- 旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

### ③旅行先でのお仕事

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- 旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング、プロレスリング等)に従事される場合

### ④補償の重複について

- 賠償責任危険担保特約、治療・救護費用担保特約等をご契約される場合で、被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがございます。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合がございます。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。\*2

\*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動火災保険(株)以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがございますので、ご注意ください。

### ⑤被保険者証について

代理店または東京海上日動火災保険(株)にてご加入のお手続きをされたにもかかわらず、被保険者証が旅行出発前にとどかない場合は、お手数ながら代理店または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。なお、被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がございますので、お早めにお申し込みをお願いします。

## 素敵な海外旅行になりますように、お気をつけてお出かけください。

この保険は三井住友トラストクラブ株式会社を保険契約者とし、カード会員の中で保険加入された方を被保険者(保険の対象となる方)とする海外旅行保険一般包括任意付保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、保険契約者が有します。

ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳しくは「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご用意しておりますので、必要に応じてご確認ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申しあげます。なお、代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■お問い合わせ先・  
取扱代理店 三井住友トラストクラブ株式会社  
〒104-6035 東京都中央区晴海1-8-10  
トリンスクエアX棟

■引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社  
[担当課]金融法人部 営業第二課 03(3285)1870  
〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1  
営業時間:平日午前9時~午後5時  
(年末年始を除く)

## 「海外旅行保険 プラス」に関するお申し込み・お問い合わせ

三井住友トラストクラブ 保険グループまで

**0120-369-529**

月～金 9:00～17:00／土・日・祝休

海外からは  
**81-3-6770-2764**

※コレクトコールをご利用ください。